

労働環境における個人ばく露測定の実状と課題

佐本 一

一般財団法人京都工場保健会 環境保健部

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生などもあり、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するために労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質を取り扱う事業者は、化学物質についてリスクアセスメントを実施することが義務となります（平成28年6月までに施行予定）。化学物質を取り扱う作業場所で働く作業者が、化学物質による健康影響を防ぐためにコントロールバンディングを使用する化学物質のリスクアセスメントを行うことが、今後の化学物質リスクアセスメントの主流となるものと感じています。しかし、コントロールバンディングにてリスクアセスメントを行ったとしても、求められる化学物質対策措置をすべての事業者が、同一レベルで行うことができる状況では、必ずしもありません。そこで、リスクアセスメントの一環として、個人ばく露測定を行い、作業員へのリスクレベルの確認、管理、化学物質によるリスクアセスメントを継続的に実施していくことが今後求められるものと考えます。当会では、一部の事業場にて、作業環境測定と併せて、個人ばく露測定を実施しています。今回、個人ばく露測定の実状と課題などについて報告します。1. 入手可能な個人ばく露サンプラー 個人ばく露サンプラーによる個人ばく露測定を実施するためには、国外メーカーを含めて製品を使用することは、有効な手段である。しかし、継続的に個人ばく露測定を実施していくためには、使用する機器の保守管理にも留意することが必要です。保守管理を容易とするために、国内メーカーが製造している個人ばく露サンプラーについて紹介します。作業環境中の物質の状態では、固体（粒子、ヒューム）、液体（ミスト）、気体（ガス）となります。各状態の化学物質を捕集するための個人ばく露サンプラーは、既に国内メーカーからの入手が可能な状況です。2. 作業環境測定と個人ばく露 作業環境測定では、有害物の分布状況と作業員の行動範囲より、単位作業

場所を設定し、作業環境測定を実施します。単位作業場所内では、作業員の有害物質ばく露レベルは、同等ばく露レベルになるものと考えられるが、必ずしも同等ばく露レベルとにならないことを報告する。3. 個人ばく露測定における課題 個人ばく露測定をすべての化学物質取り扱い事業場にて導入する際の課題などについて、個人ばく露測定を行っている事業場からの事例などを報告する。

略歴

佐本 一（さとと はじめ）

1988年 北里大学衛生学部産業衛生学科卒 1988年 財団法人京都工場保健会入職 労働保健部勤務 2008年 環境保健部環境保健課課長補佐現在に至る主な資格・学会労働衛生コンサルタント（衛生工学）、第1種作業環境測定士、日本産業衛生学会、日本労働衛生工学会